

生せず、即ち車が犂より高價值ならば、彼は結局其犂と其差額の補償に足る分量の穀物とを得ることゝなるなり。斯故に、貨幣は交換の媒介物 (medium of exchange) として働く、即ち貨幣は仲裁物或は第三者にして物々交換なる行爲を次の如き方法に於て二個の行爲に分割して以て交換を促進せしむるなり。

車 賣  
貨幣 買  
犂

是れ疑もなく一個の交換行爲を二個の交換行爲に變ずるものなれども二個の方は一個より遙に容易に營まるべきなり、是れ二個の行爲が同一人を以て爲さるるを要せざるが爲なり。

### 第三節 價值の尺度と貨幣

貨幣が交換に用ひらるゝ時は貨幣の受取人は財貨を賣ると呼ばれ、貨幣の支拂人は買ふと呼稱せらるるなり。其各場合に於て交換なる行爲が行はる而して賣買

なるものは實際物々交換の行爲と其性質異らざるなり、但し普通の物々交換と少しく異なる點は授受せらるゝ貨物中の或ものが其交換の整調の目的にのみ使用せらるゝこと是なり。如斯く貨幣は交換の媒介物として使用せられ走り廻る爲に選ばれたる商品なるが故に流通貨物 (current commodity) と稱せらるべし。扱て有ゆる賣買に於て貨幣の數量と他の貨物の數量との間に或る割合なかるべからず。此割合は他の貨物と比較せる或る貨物の價值を表示す、而して交換價值は此割合を意味すものに外ならざる事既に(第四編第一章第三節)に説明せる如くなり。次に貨幣使用の場合に於て一定數量の財貨に對して授受さるゝ貨幣の數量は之を其財貨の價格 (the price of that goods) と呼ばる、從て價格とは貨幣を以て表示されたる財貨の價值なりとす。然るに貨幣一度採用せらるゝや殆ど有ゆる交換行爲に用ひらるゝを以て更に大なる便益を生ず。即ち吾々は或は貨物の價值と他の貨物の價值とを比較するを得るなり。例へば若し若干の鉛に對して幾何の銅或は若干の銅に對して幾何の鐵を得らるべきかを知り、又亞鉛と真鍮或は煉瓦と木材其他如斯く對比して其幾何量を得らるべきかを知ると雖も銅と亞鉛との價值



或は鐵と木材との價值其者を容易に比較する事不可能なり。然れども若し金一オンスに對して錫九五〇オンス、銅一、七〇〇オンス、鉛六、四〇〇オンス、或は鍛鐵一六、〇〇〇オンスを獲得し得れば銅一、七〇〇オンスに對して鐵一六、〇〇〇オンスを知り得るなり。斯くて貨幣として用ひられたる金其他の物質は價值の共通尺度 (common measure of value) として役立つ、即ち他の有らゆる貨物の價值を測定す、從て各貨物の價值と他の有らゆる貨物の價值とを比較するを得るなり。

如斯きは莫大なる便利なり、即ち各人をして有らゆる人の周知せる貨幣の語を以て物の價值を考へしめ又言はしむるなり。總て財貨の價值表は諸價格表に依りて指示せられ、各人は是等の價格を知る、即ち或る價格表に於ける價格と他の價格表に於ける價格とを比較し得るなり。斯故に貨幣は二個の主要職能を有するものと云ふを得べし、即ち

(一) 交換の媒介物

(二) 價值の共通尺度

として役立つものなり。

然ども此處に記憶せざるべからざるは貨幣が如斯く極めて有用且特有の方法に於て活動すと雖も一個の貨物たるを失はざる事は是れなり。其價值は第四編第一章第四節既述せる需要供給の法則に従ふ、即ち貨幣の數量増加する場合には其價值恐らく減少す、從て同一貨物に對して従前より多量の貨幣が與へらる、而して其反對の場合には反對の結果となるなり。

#### 第四節 貨幣たるに適する物質

既述の如く殆ど如何なる貨物も貨幣として用ひらるゝを得べし即ち各時代に於て葡萄酒卵、オリヅ油、米、獸皮、煙草、貝殼或は爪の如き有ゆる種類の品物が貨幣として物の賣買に使用せられたり。然るに金屬が數個の理由に依り最適當なるものとして大に役立つ事發見せられり、就中金銀は他の金屬に比し此目的に適當なり。金銀貨幣使用の利點は明白なり。即ち如斯き金屬は其重量小なるも其容量大なる穀物、木材或は其他の財貨と其價值に於ては相等しきを以て運搬に便 (Con-



riable)なり。次に金銀は損傷毀滅し難し(indestructible)即ち是等は木材の如く腐蝕せず卵の如く腐敗せず葡萄の如く酸敗せず、從て長期間保持するも其價值を失ふことなきなり。次に便利なるは其金屬其自身の性質に不同なき事是れなり。純金は常に純金たるに外ならず、假令多小劣等なる金屬と混合せらるゝも其混合物を試験し分析し得るを以て其含有純分を確知し得るなり。次に此金屬は分割(splittable)し得るなり、即ち數片に切斷され鑄造せらる、而して其數片は切斷せらるゝ以前と同價值なり。次の利點は金銀が美麗光輝なる物質なる事及び金が非常に重きが故に金或は銀の偽物を造るの困難なる事是れなり。即ち貨幣が金或は銀を以て造られし場合には何人も僅の經驗と注意とを以て自己が果して真正の貨幣を獲得しつゝありや否やを知り得るなり。最後に大に便利なる點は是等の金屬の價值が急速に變動せざる事是れなり。凶作は穀物を二倍に騰貴せしめ、又卵、獸皮等の如き破損し易き物は絶えず其價值に高低あり。然るに金銀は非常に長期間其儘の性質を持続するを以て價值の變化する事緩漫なり。此金屬の一個年間に獲得さるる新供給量は全供給量即ち貯藏量に比すれば極めて僅少なり。然

ども金銀と雖も他の總て貨物と同様に其價值は絶えず多少共急速に變動しつゝあり。

### 第五節 金屬貨幣

貨幣の鑄造には時として真鍮、錫、鉛、青銅の如き混合物の外に銅、鐵、錫、鉛等の如き殆ど總ての普通金屬使用せられしと雖も銅、銀及び金は他の金屬に比して遙に適當なるものと爲されたり。銅は其價值比較的低く運搬便易性に乏し。往時瑞典に於て銅貨が此國の唯一の貨幣なりしことあり、余は長さ約二呎幅約一呎の銅板より成る銅貨幣の一片を見たることあり。如斯き貨幣にて支拂を爲す商人は一輪車の手車に積載して之を持ち運ばざるべからざりき。今日に於ては銅は價值の小額なる硬貨を造るにのみ使用せられ、又之を硬くする爲めに錫と混溶して青銅を造るに用ひらるなり。

Saxon 時代に於ける英吉利貨幣は銀のみより造られ、支拂の著しく大なる場合にも小なる場合にも共に不便なりき。最適當なる方法は金銀及び青銅を各々の



便宜に従て用ふる事是れなり。英吉利の貨幣制度に於ては金が本位貨幣(standard money)にして又法貨(legal tender)なり、即ち何人も金以外の他の金屬を以て造られたる貨幣の大量を受取る義務なきなり。百磅の債務者は其債權者に對して鑄造金の百個を提供するに非ざれば其債務を免る能はず。銀貨は四十志迄は法貨たるを得、即ち債權者は一回の支拂に於て四十志以上の銀貨を受取る義務なし。同様に青銅貨は一志迄法貨たるを得るなり。

## 第六節 磅 貨

英吉利に於て貨幣の支拂及び受取は常に磅を以て行はれ居るも、何人も磅貨(pound sterling)の何を意味するかを正確に云ひ得る者なかるべし。勿論磅貨はソベレイン(sovereign)と呼ばれる、硬貨に依りて表はさる。然らばソベレインとは何ぞやの問題生ず。嚴格に云へば、一ソベレインは議會の協賛を経たる法律に據り英吉利造幣局に於て鑄造されたる金にして而も同造幣局の所定種印を有し且重量一二ニグレインス二分の一を有するものなり。造幣局より發行のソベレイン

は平均一二三グレインス二七四の重量なかるべからずと雖も正確に該重量を有する硬貨を鑄造する事不可能なり、假令此事可能なるも其硬貨は磨損の爲に久しからずして重量減すべし。一ソベレインは重量一二ニグレインス或は其以上なる間は一磅の法貨たるの資格を有するものにして決して改鑄せらるゝが如き事なし。然ども實際に在りては法律の要求する重量より數グレインス少きソベレインを授受するは普通の慣習となれり。

志銀貨二十個は法律に依りて一磅と同價值を有するものとして受取らるゝこととなれり。是れ一磅の端數の支拂の爲に一磅の二十分の一の分量の金より一個の硬貨鑄造さるゝも紛失、磨損甚しきは吹き飛ばされ易きを以て極めて不都合なるが故なり。然ども志貨二十個の銀は一磅貨の金と同價值に非ず、其價值は銀に對する金の價格と共に變動す即ち現在に於ては二十志貨は約十六志八片に相當する金の分量の價即ち一磅の六分の五の價あるに過ぎざるなり。如斯く相當價值以下の銀貨を造るは之を熔解するも利益なからしむる爲に必要なりとす。同一の理由に依りて一片貨の青銅は一片の約六分の一に過ぎざるを以て世人は



便宜に従て用ふる事是れなり。英吉利の貨幣制度に於ては金が本位貨幣(standard money)にして又法貨(legal tender)なり、即ち何人も金以外の他の金屬を以て造られたる貨幣の大量を受取る義務なきなり。百磅の債務者は其債權者に對して鑄造金の百個を提供するに非ざれば其債務を免る能はず。銀貨は四十志迄は法貨たるを得、即ち債權者は一回の支拂に於て四十志以上の銀貨を受取る義務なし。同様に青銅貨は一志迄法貨たるを得るなり。

## 第六節 磅 貨

英吉利に於て貨幣の支拂及び受取は常に磅を以て行はれ居るも、何人も磅貨(pound sterling)の何を意味するかを正確に云ひ得る者なかるべし。勿論磅貨はソブリン(sovereign)と呼ばるゝ硬貨に依りて表はさる。然らばソブリンとは何ぞやの問題生ず。嚴格に云へば、一ソブリンは議會の協賛を経たる法律に據り英吉利造幣局に於て鑄造されたる金にして而も同造幣局の所定極印を有し且重量一二ニグレインス二分の一を有するものなり。造幣局より發行のソブリン

は平均一二三グレインス二七四の重量なかるべからずと雖も正確に該重量を有する硬貨を鑄造する事不可能なり、假令此事可能なるも其硬貨は磨損の爲に久しからずして重量減すべし。一ソブリンは重量一二ニグレインス或は其以上なる間は一磅の法貨たるの資格を有するものにして決して改鑄せらるゝが如き事なし。然ども實際に在りては法律の要求する重量より數グレインス少きソブリンを授受するは普通の慣習となれり。

志銀貨二十個は法律に依りて一磅と同價值を有するものとして受取らるゝこととなれり。是れ一磅の端數の支拂の爲に一磅の二十分の一の分量の金より一個の硬貨鑄造さるゝも紛失、磨損甚しきは吹き飛ばされ易きを以て極めて不都合なるが故なり。然ども志貨二十個の銀は一磅貨の金と同價值に非ず、其價值は銀に對する金の價格と共に變動す即ち現在に於ては二十志貨は約十六志八片に相當する金の分量の價即ち一磅の六分の五の價あるに過ぎざるなり。如斯く相當價值以下の銀貨を造るは之を熔解するも利益なからしむる爲に必要なりとす。同一の理由に依りて一片貨の青銅は一片の約六分の一に過ぎざるを以て世人は



片貨を熔解し或は潰さば却て大なる損失を蒙るべし。

### 第七節 紙幣

世上金銀或は青銅の硬貨を使用する代りに貨幣支拂の規約を爲せる紙の手形を使用するを以て普通とす。支拂貨幣額の大なる場合には銀行券を使用するを更に便利とす、是れ硬貨より重量軽く又盜難の恐れ少きを以てたり。五磅の銀行券なるものは其發行銀行に於て該銀行券と交換に五磅を請求する所持人に對して其何人たるを問はず五磅の支拂を爲すべき契約書なり。兌換銀行券(convertible bank note)とは如斯く請求次第現實に硬貨に變せられ得るものなり、而して實際何等の支障なく兌換さるゝ間は銀行券は硬貨と同價值を有し又硬貨より更に便利なる事明なり。唯だ懸念すべきは銀行が是等の銀行券發行の許可を有さば該券提出の場合に之と交換に支拂ふるに足る充分なる硬貨を常住有せざることあるべしと云ふ一事なり。極めて稀なれども銀行は支拂停止即ち其契約の履行を拒絶するの餘儀なかりしことあり。然ども他に通貨の存せざる時には銀行券は往々貨

幣の如く流通することあり。然る時には銀行券は**不換紙幣**(inconvertible notes)と呼ばる又紙幣(paper money)とも稱せらるなり。或る人が財貨と交換に紙幣を受取らんとするは他の人も亦再び彼より其紙幣を受取るべしと信するが故なり。然ども如斯き紙幣は其價值か發行數量に従て高低するを以て時として貨幣の負債ある者が其受取りしものより價值の少きものを以て自己の負債を拂ひ得ることあるが故に非常に不都合なるものなり。銀行券及び紙幣の問題は極めて困難なる事項にして本書の如き入門書に於て充分攻究する能はざるなり。

## 第三章 信用及び銀行論

### 第一節 信用とは何ぞや

信用(credit)の何たるかを正確に理解するは國民經濟學を學ばんとする者の最重要事なり。例へば甲が將來返済さるるを豫期して其財産の一部分を乙の使用に提供する場合、甲は乙に信用を與ふと云ふ。一言を以て云へば物を貸す者が信



用を與へ (give credit) 之を借る者が信用を受く (receive credit) なるなり。信用なる語は信ず (belief) することを意味す、即ち甲は彼の財産を乙より取戻し得る事必ず確實なるを證明せられずと雖も其確實なるを信するなり。此場合甲は債權者 (creditor) 乙は債務者 (debtor) と稱せらるなり。

物品貸借の場合には普通信用と呼ばざるなり。例へば馬、書籍、家屋、機關或は其他普通物品の借用に於て其借主は之を賃借 (hire) と呼び、其使用に對する支拂は之を借料 (hire) 料金 (fare) 或は使用料 (rent) と呼ぶ。未だ硬貨の使用されざる國に於ては世人は何人も所有せんと欲する穀物、油、葡萄酒、米或は其他普通の貨物を賃借せり。パルム油の多量に産出さるゝ亞弗利加の或る所に於ては油を以て信用の授受行はれり。然ども總ての文明國に於ては貨幣の授受が常習となるに到れり。人若し機關を要し而も之を買ふ手段<sup>かね</sup>を有せざれば、彼は最輕條件を以て金を貸す者の許に赴きて機關を買ふに足る貨幣を借り、最廉價にて買入れ得る場所にて之を求む。尙屢々機關を賣る者が買手に對して其價格に相當する信用を與ふることあり、即ち買手に之を買入れ得るに足る金額を貸すことなきに非ざるなり。

凡そ信用は適當に之を利用する場合には財産をして使用の最適任者の手に入らしめ得るが故に極めて重要な事項たり。財産を有する者と雖も例へば婦人、子供、老衰者或は病身等なるが爲に事業を營む能はざる者少からざるなり。富者は莫大なる財産を擁し、之に關する事業用務の煩勞より免るゝ目的を以て他人をして之を處理せしむることあり。又事業に従事せる者にて多額の金を有し而も即時に之を用ふるを欲せず暫時他人に借さんとする事稀ならざるなり。然るに他方に於ては性質伶俐なる活動家にして唯だ必要なる原料、用具、建物、土地等を買ふに足る金さへ手に入らば工場の建設、鑛山の採掘或は貨物の貿易に大に活動し得る者少からざるなり。凡そ人は信用を得んと欲さば、之に先立ちて自己所有の幾分の財産を有せざるべからず。事業家は必要の場合には引出し得る幾分の自己の財産を所有し而も正直と手腕との良資質を具有せば信用に依りて事業に用ふる他人の資本を手に入るゝを得るなり。



## 第二節 擔保附貸借

信用は種々なる方法に於て與へらる、即ち或る者は自己を確く信用せる親族或は親友より永久的貸附を受くることあり。莫大なる金額の場合には質或は抵當(mortgage)に據て貸附を受くる、例へば自己の金を以て紡績工場を建設せし者は擔保として其工場を抵當に入る、即ち彼は請求されし時其負債を辨濟する能はざれば其工場の賣却權を債權者に與ふるなり。此工場を擔保物或は根抵當物と呼ぶ、即ち其所有者が借用契約條件に違背せば彼に對する工場所有權は消滅す。多數の保險會社、建物協會の如き機關ありて其資本の大部分を抵當附貸附を爲す又多數の富者も同一方法を以て其金を投資す。斯くて家屋、土地、工場、店輔等の大部分は其所有者に依りて所有せられずして實は貸附を爲す抵當權者(mortgagee)に依りて所有せらるゝなり。

概して云へば如斯き貸附に對する利子は擔保物が好良なる物の場合即ち貸附金額以上に賣却さるゝこと確實なる場合には年四分半或は五分なりとす。而し

て抵當財産に關する誤算或は變更に因る損失分に相當する保證額を留保するを常とす、即ち例へば千磅の價ありと稱せらるゝ家屋ならば七百磅或は八百磅の負債に對する擔保となるに過ぎざるを以て普通とす。抵當財産の所有の不確實或は價値の疑はしき爲に擔保物の好良ならざる場合には、利子歩合は高く即ち六分七分或は其以上なるべし。其剩餘分は貸附物を失ふ危険の保證に相當す即ち貸主に對する賠償なり。抵當貸附は一般に家屋、工場、船舶等の如き長期間存續する固定資本を擔保とするを普通となせども、亦屢々綿花、葡萄酒、穀物等の如き貨物の貯を一時的貸附の擔保物として抵當に入るゝことなきに非ず。

## 第三節 銀行業

文明國に於ける信用授受の大部分は銀行に依りて行はる、即ち銀行は同時に貸借相方を營むものと稱せらるべし。銀行は三種或は四種の相異なる業務を營むを普通となせども、其本來の業務は現金保持者より之を借入れ又財貨の買入に之を要する者に貸出す事是なり。小賣商人は其商品を賣却せし時に代金を受取り



新に仕入を爲す迄は其代金を即刻必要とせざるなり。又俸給、配當金、地代、其他の支拂金を三個月毎に一度受取る者は通常一時に其全部を費消せざるなり。如斯き金を家内に保有するは毫も利子を生せず又盜難、紛失或は焼失の恐れあるを以て寧ろ銀行に預金す即ち入用の場合に拂戻を引受くる銀行に之を貸附くるを可とす。一般に商人、製造業者或は其他の商賣人は受取りし金を毎日銀行に送金し、手元には唯だ兩替或は小口支拂の爲に數磅を保有するに過ぎず。銀行に預金を爲すの利點は主として次の如し。

(一) 其預金は銀行が錠にて閉鎖し夜間衛護を爲す頑丈なる部屋を備ふるを以て安全なり。

(二) 預金者は小切手即ち記名指圖書に任意の氏名を記入して其氏名の本人に對し小切手面上記載金額を銀行より引出す權利を附與す、其預金者には如斯き小切手に由りて極めて容易に金を支拂ふ便宜あり。

(三) 銀行は其管理の下に在る預金に對して一定の利子を支拂ふを普通とす。銀行は種々なる條件の下に預金を受く、即ち時には預金者が其預金を引出す七

日前に引出通知を爲すを約すことあり、又一個月三個月或は六個月間銀行に据置ることあり而して据置期間の長期なるに比例して銀行の支拂ふ利子歩合は高し。然ども預金の大部分は當座預金なり即ち顧客は銀行に預入れ何等の通知を爲さず隨時に引出すを最普通とす。此場合に於て銀行は顧客が何時金を要するかを察知する能はざるを以て彼等の爲に常に現金を手元に保有せざるべからざるが故に、利子歩合は極めて低く或は全然無利子なり。

然ども一方に於て或る預金者が其金を引出すに當りて、他方に於て他の預金者が引出金額より以上に預入るべし、而して大銀行の數多の預金者の全部が同一時に其預金を必要とする事は殆ど有り得べからざるなり。故に銀行は自身の資本金に加ふるに更に巨額の現金の貯を有す、而して貸附を要する他の顧客に其金を貸出して以て利益を得ることゝなるなり。

銀行が貸附をなすには種々なる方法あり、即ち時には商品、家屋其他の財産或は鐵道、政府基金の持分を抵當として貸附することあり。然ども如斯きは銀行が必要時に充分迅速に此種の貸附金を回收する能はざるを以て多額の基金を使用す



る銀行に於ては適當なる方法に非ざるなり。最簡單なる貸附方法の一つは顧客に對して其預金總勘定額以上の借越を許す事即ち顧客の預金額以上を銀行より引出すを許す事是れなり。然ども銀行は其顧客に大なる信用を置くか或は彼又は彼の知人より返濟の保證を受くるかに非ざれば當座貸越を許さずは勿論なり。

#### 第四節 手形の割引

銀行が信用を與へ其資金を使用する最普通且適當なる方法は手形の割引 (Discount of bills) 即ち所定の期日に拂戻を爲すと云ふ一定の約定に因りて前拂を爲す事なり。例へば甲が千磅の綿絲を小賣商人なる乙に賣却せりと假定せよ。乙が此賣品を更に株式賣買に非ざる普通の取引によりて賣却するには凡らく數個月を要すべし。乙は充分なる資本を有せざる場合には甲より千磅の信用を受くべし、但し其時に甲より自己宛ての手形を振出すべき事を約す。此手形は普通多くは次の如き形式なるべし。

一八七八年二月一日      ロンドン

一金壹萬圓也

(一) 右金額は三個月後小生又は小生の指圖人へ御支拂可被成候也(代り金額收候に付き)

甲

乙殿



(11)

London, 1st February, 1878.

£ 1000, os. od.

Three months after date pay to me or my order

the sum of one thousand pounds, value received.

John Smith.

To Mr. Thomas Jones.

(表面)

受	引	仕 掛 場 所	大 正 年 月 日
		仕 掛 期 日	大 正 年 月 日
		仕 掛 地	
引換ニ御仕掛可被成候也			
右金額	一 金	殿又ハ同人指圖人ハ此手形	
	印 紙	爲 替 手 形	
第 號			

(三)



(裏面)

表面之金額 又、同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 又、同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 又、同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 又、同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 又、同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 又、同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日

(三)

〔譯者註一〕は原文雜形の直譯(二)は原文雜形(三)は我國雜形の表裏兩面なり〕

甲は手形の振出人(drawer)乙は手形の支拂人(drawee)と呼ぶる其手形は乙が甲に對して記載金額の債務を負ふ事に因りて生ずる甲の請求權に當る。支拂人が適當と認むる時には其手形の彼に呈示さるゝ場合に之に署名す即ち手形用紙の裏面に「引受」なる文字を書き之と共に氏名を記入す。

扱て手形の振出人も支拂人も共に信用ある者ならば銀行は即時に割引を爲す、即ち其割引當日より支拂期日迄の其手形の流用期間に對する利子額例へば年五分の割合を以て計算せる利子額を額面金額より控除せる價額にて其手形を買取るべし。斯くて其手形は確實なる保證となる、何故ならば引受の有る以上は乙が支拂期日に千磅を支拂ふ義務を負ふのみならず、若し乙にして支拂はざる場合には振出人が責任を負ふを以てなり。而して各人が後者に對して其手形に裏書(Endorse)を爲す即ち記名されし後者に其金額の支拂はるべき指圖を爲し之に捺印す、斯くして其手形は一人より他へと買取られ行く事稀ならず。支拂期に到りて其手形の最後の所有者が乙に對して支拂を請求すべし、而して乙若し支拂を拒絶せ



ば各所有者は各々其前所有者に對して請求權を有す。

## 第四章 信用循環論

### 第一節 經濟界の週期的變化

何人も經濟界は時々週期的に活潑に變化するものなる事を知らざるべからず。凡そ事物が恰も太陽の往來するが如く或は潮の上下するが如く殆ど相等しき間隔を置いて往來する時人之を呼びて週期的 (Periodically) に變化すと云ふ。經濟界に於ても William Langton 氏が二十年前に指摘せる如く恰も海潮と等しく規則正しき潮の満干あり。シエクスピヤーの詩に曰く——

「世の人事には海潮の満干あり  
潮満ち來れば自ら  
幸運にこそ誘はるゝ」

如斯の如き潮の満干中或るものは年の季節に基く例へば經濟界は春と夏とに盛般となり冬には沈衰となる。一月二月三月六月七月八月及び九月には金を借入るゝ事比較的容易なり。十月及び十一月は特に不如意の月にして金利は屢々急速に上騰し一年中破産の最も多き月なり。四月及び五月も亦稍々危険なり。商賣人は常に此事を念頭に置きて忘るゝことなく豫め準備を怠らざれば是等の不運を免れ得べし。

經濟界には亦更に長期なる潮の満干あり其上下には普通殆ど約十個年を要す。此種の潮の満干の原因は充分に分明ならざれども凡そ世人は或る數年を経過する時には自ら自信強くなり希望に満つるものなること疑ふべからざるなり。彼等は其國が著しく繁榮となりつゝありと思ひ込み若し彼等の資本を新工場、銀行、鐵道、船舶其他の新企業に投下せば多大の利益を得べしと云ふ見込を抱くに到る。或る一部の人々が如斯く希望に満つる時には他の人々も亦自ら直に樂觀するに到るものなること恰も或る一團の仲間中に於けるの數人が陽氣なる時には其一團の全部が陽氣となるに到ると同様なり。斯くて樂觀は漸次に自ら一國の總ての商賣の間に瀰漫す。伶俐なる者は如斯き場合に新發明或は新奇なる計畫を提



案し資本家をして直に株の募集に應せしめ得べきを知るなり。之が他の投機者を懲て其提案を公に推賞せしめ、或る數個の會社の株價を上騰せしむる時は世人は他の株も亦同様なるべしと相像す。如斯く非常に好望に滿つる時期に於ては著しく不合理なる企畫と雖も多くの贊助者を得、斯くて沸騰ブブリング或は狂騰マニアックと呼ばれる、景氣を現出す。

## 第二節 好景氣

景氣の沸騰期に企圖し始めたる計畫が愈々實行さるゝや此新事業の爲に多大の物資を要するを以て是等の物資の價格は急激に騰貴す。是等の物資を生産する労働者は高賃銀を得之を上進せる生活に又は快樂に費消し或は無用なる數多の新調衣服家具等の買入に費す。從て此種の貨物に對する需要増加し、商人は大なる利益を獲得す。其他の貨物の價格も亦充分なる理由なき場合に於てすら所謂同情に依りて(by sympathy)騰貴するを常とす、何故なれば其他の貨物を取扱ふ者は自己の貨物も亦恐らく同様に騰貴すべしと思ひ、一儲せんと希望を以て

其貨物を買占むるが爲めなり。茲に於て各人は何れも價格益々騰貴すべしとの確信の下に又適當なる時期に之を賣拂ひ以て引續き起るべき價格低落の損失を他人に嫁せんとする見込の下に盛に買はんとす。

然ども如斯き状態は久しく繼續するものに非ざるべし。新設會社の株の募集に應せし者は株金未拂分に對する拂込み即ち其約定せし資本の提供を爲さざるべからず。茲に於て彼等は以前預入れし銀行預金を引出さざるを得ず、從て銀行は従前より貸出を控ふるに到るべし。多量の貨物を製造し或は仕入れる製造者、商人或は投機者は儲けの少からざるが如く思はるゝが爲に其事業を手廣く營まんとして益々多くの資金を借入れんことを切望す。茲に於て貨物の價格は需要供給の法則に從て騰貴す、而して貨幣價格の騰貴は一週間或は三個月乃至六個月間の短期貸附の利子歩合の上騰を意味す。沸騰が更に進展し今や遂には益々冒險的にして無法なる投機者が多額の資金を度々借入れて之を恰も彼自身の所有資金の如くに考ふるに到る。之を稱して信用が著しく膨張せりと云ふ。一萬磅の資本を有せる商店は投機の目的の爲に買入れし貨物に對して二三十萬磅を支



拂ふが如き計畫となすに到るべし。

然ども早晩利子歩合に現はるゝ急激なる上騰は如斯き投機に對して恐るべき災難となるなり。即ち彼等の投機開始時代には利子歩合は恐らく二三分の低利に過ぎざりしならむ。然るに今や七八分の上騰するや彼等の利益の少からざる部分は資本の貸主に支拂ふべき利子に充當せられざるを得ざることゝなるべし。加之、投機者の手形の割引に依り或は貨物を擔保として爲す前貸に依り貸附を爲したる貸主は返済さるゝや否やの危険を著しく懸念するに到るなり。斯故に投機者は遂には可及的最適當なる價格を以て其貨物を貯を賣り始めざるを得ず。或る一部の人々にして如斯き方法にて賣り始むるや否や貨物を保有せる他の人々も亦價格の暴落せざるに先立ちて可及的適當に賣り放たんと焦慮す。此處に突如として賣方に混亂起り、買手は大に警戒するを以て著しく値引きさるゝに非ざれば買ふを拒む。茲に於てか惡投機者は彼等が其手持ち貨物を賣り拂ふに少からざる損失を蒙るも自身の所有資本額を以て此損失額を償ふに足らざるを以て自己の信用を保つ能はざるを知る。故に彼等は契約の支拂を履行する能はず、即ち

支拂を停止す、換言すれば破産を爲すに到るなり。如斯きは他人に對して例へば破産者に信用賣をなしたる製造者に對して不都合極まる醜態なり。製造者も亦恐らく貨物製造中は負債勘定を有するを以て破産者より豫期せる支拂を受くる能はざれば自己の負債を辨済する能はずして同様に破産を免れざるに到る。斯くして信用停止は擴張し來りて遂には單に自個所有の資本額に相應せる穩當なる金額を借用せる商店迄も失敗に陥る危険に瀕するに到るなり。

### 第三節 不景氣

前節の最後に述べたるが如き状態は之を商業的崩潰 (commercial collapse) と呼ぶ、即ち物價、信用及び企業が突然の降落を現出す。又之を危機 (crisis) と呼ぶ、即ち是れ破産者となるか否かの決定する時機即ち危険なる斷末的瞬間たり。如斯き危険の到來するや否や萬事局面一變す。即ち一般世人が沸騰時代に企圖されし計畫に對して契約せし支拂を完済すること今や極めて困難となるは何人も知る所なるを以て、今日敢て新計畫或は新會社創設を目論む者あらざるなり。沸騰は今



や破裂し、莫大なる利益を豫期されたる數多の新事業、新企圖は始めて其無謀不理なる失敗を發見せられたり。即ち運搬すべき貨物なき土地に於ける鐵道の布設、石炭も金屬も皆無なる鑛山に於ける採掘、航海の用なき船舶の建造が企圖せられたるなり。總ての實行不可能なる計畫は廢止せられて之に費消せる資本は損失となれるなり。

此崩潰は是等の計畫に對する數多の應募者を破滅せしむるのみならず、應て間もなく労働者を失業せしむるなり。勿論計畫の比較的或功のものは實施されて一二年間は建築者、鐵類製造者、其他原料供給者に職を與ふると雖も是等の計畫にして漸次に完成せられし曉には何人も敢て新計畫を目論む者なかるべし。即ち世人は崩潰に際し、<sup>一</sup>暴露する損失、破産及び詐欺の爲に恐嚇せらる、而して或る者が恐怖を感じる時には他の者も亦直に同様に同情に依りて恐嚇せらるゝに到る。此點に於ては商人は恰も迷羊の群が自身の行動に關して何故と云ふ明瞭なる觀念を持たず、他の羊の後に續きて歩くと同様なり。一二年を経ふれば鐵、石炭、木材等の價格は下落し、如斯き原料品の製造者或は取扱者は莫大なる損失を蒙り、數

多の労働者は失業を免れざるなり。労働者は之が爲に贅澤なる費消を減ず、爲に他の貨物に對する需要減退す。従て一般商賣は不景氣となり、多數の人は貧困に陥り或は往年蓄積せし貯蓄を費す。如斯き不景氣状態は二三年間繼續す、即ち投資者が昔日の失敗を漸く忘れ始め、又未だ災難に出會せしことなき新青年が儲け道を見出せりと思ひ込むに到る時期迄繼續す。如斯き不景氣時代に於ても富者は其費消に比して収入の多きが爲に銀行に預金して之を貯蓄す。商人は貨物を賣却する毎に受取りし代金を銀行に預金す。斯くて資本は漸次に豊富となり、利子歩合は低落す。崩潰時代には警戒極めて嚴重なりし銀行は久しかくずして其増加せし資金の貸附の必要なるを悟るに到り、此處に信用は更に改進す。茲に於て新信用循環期が再び開始せらる、而して之も亦恐らく前期と同様なる道程を取りて進行すべし。

#### 第四節 商業上の危機は週期的なり

商業上の沸騰或は危機の襲來を的確に豫告するは極めて有用なるべしと雖も如



斯きは明白に不可能なり。種々なる事件——戦争、革命、新發明、商業に關する論說、收獲の豊凶等——は商業の繁閑を惹起すべし。然るに不思議にも商業上の大危機は往々其以前起りし時より約十年後に於て起るを常とせり。今日とは甚だしく商業の趣を異にせる前世紀間に於て危険は大體一七五三年、一七六三年、一七七二年或は同三年、一七八三年及び一七九三年の各年に起れり。今世紀間に於ては一八一五年、一八二五年、一八三六年より同九年迄、一八四七年、一八五七年、一八六六年の各年に起れり。而して一八七三年に亞米利加に例外的崩潰なかりしならば、恐らく一八七六年か或は同七年かに一危機起りし筈なるべし。現在(即ち一八七八年の二月)商業界には不景氣起りつゝあり、是れ一循環の完成を告ぐると同時に新循環の開始を意味するものに外ならざるなり。

歐洲大陸に於ける葡萄收穫期の豊年も印度に於ける早魃年も十年或は十一年目毎に起る。想ふに、恐らく商業上の危機も地球上の有ゆる部分に影響を及ぼす天候の週期的變化即ち恐らく平均十個年餘日月目に太陽より受くる特に増加せる熱波より生ずる天候的變化に關係を有するものなるが如し。太陽熱の供給の

大なるに從て收獲は増加し、資本は豊富となり、商賣は成切し、斯くて世人をして沸騰を惹起すべき希望に滿つる心狀を醸さしむるに到るなり。太陽熱の減退は凶年を齎して世界の各所に於て數多の企業に害を與ふ。總じて如斯くにして商業上に沸騰生じ崩潰起るものなるべし。

一般に一回の信用循環は Manchester の John Mills 氏の云へる如く約十年間繼續すべし。最初の三年間は仕事の不足、物價の低落、利子歩合の低率及び貧困の増加を以て不景氣時代を表し、次に第二の三年間は健康なる活動的商況時代にして物價は漸騰し、利子歩合は相當率に高まり、仕事は可なり増加し、信用も改善さるゝに到るべし。之に次ぎて來るものは過度なる亢奮的商況時代にして是れ亦數年間繼續すべし、而して之が先づ沸騰或は狂騰に陥り、次に崩潰に終る事既述の如し。此崩潰が其十年間の最後の時代なるを以て全信用循環期は之を幾數週期平均せば次表の如し。



年 次									
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
崩 潰 時 代	沸 騰 時 代	亢 奮 時 代		健 康 時 代			不 景 氣 時 代		

此處に注意すべきは信用循環期及び其各時代は必ずしも上述の如く規則正しく行はるゝものに非ざる事是れより。即ち時には一循環期が九年或は甚だしきは八年に過ぎざることあり、又小沸騰或は小危機が偶々循環期の經過中に起り其規則正しき週期を搔亂することあり。然ども不思議にも大崩潰は戦争或は平和或は其他の障害的原因の存するに拘らず其循環期の最終時代に到来するものなり。

### 第五節 危機に因る損失の軽減策

扱て是等の沸騰と危機とは一個の大災害なり、之に因りて數多の人は破滅に陥り又何れかの崩潰時代に際して其産を倒盡せる舊家少からざるなり。労働者階級は之が爲に屢々非常なる被害に際會す、即ち彼等の多くは職を失ひ又其他の者は賃銀の何故に低落すべきかの理由を見ずして徒に崩潰後には成切不可能なる同盟罷業を敢て爲し以て益々事態を悪化する。故に總ての者——労働者、資本案、投資者及び何等かの商賣に關係を有する有ゆる人々——は非常なる繁榮時代の次に



は必ず崩潰と不景氣との來るべきものを記憶すべき事極めて緊要なり。斯故に商況の特に著しく有望なるが如く思はるゝ時に際し、投資者は其投資企業に對して極めて周到ならざるべからず。一般に云へば他人の爲すと同様なる事を爲すは愚の極なり、何故なれば大概の人々は皆如斯き同様なる事を爲すものなる事殆ど疑ひなければなり。例へば石炭の市價騰貴し、石炭所有者が大儲を爲す時は數多の人々に必ず新炭礦の採掘を企圖すべし。如斯き時期は正に炭礦株を買ふに最不適當なる時なり、即ち數多の新炭礦の開掘されつゝある數年間の内に次回の崩潰時代到來して石炭の需要減退し石炭業は大損失を蒙るべし。如斯きは最近數年間英國に於て實際起りし事實にして又其他の商賣に於ても之と同一事數回起れり。一般に新工場新鑛山或は新商業開始の最適當時期は不景氣時代即ち貸銀及び利子の低落せる時代なりとす。採鑛、建築其他の仕事は他の如何なる時期よりも低廉に營まる、斯くて準備されたる新事業は恰も商況活潑となり而も他に新事業の開始するもの殆ど皆無なる時期に於て將に出發せんとすることゝなるさなり。

此法則は多數の會社を創立する計畫者、投機者或は所謂事業師プロモーターに對しては適用されざるなり。是等の者は世人の買ひ心の強盛となりし頃合ひ即ち沸騰時代或は亢奮時代に於て新計畫を提供し其株式の賣却を企つるを以て彼等の職業と爲せり。彼等は崩潰の到來以前に其所有株を賣却せんことを心掛く。總ての損失を引受くる者は彼等に瞞著されて馬鹿を見る愚者に外ならず。故に用心周到なる者は狂騰或は沸騰時代には決して新事業に投資せざるべく、却て其反對に疑はしき或は投機的價值を有する財産は總て之を其値の出で居る時期に賣り拂ひ、得たる資金を將に來るべき崩潰時代に於ても甚しく下落せざる最確實なる株式か或は國債かに投下すべし。狂騰時代に際しては非常に賢明なる人と雖も迷へり例へば Royal Society の圖書館には Sir Isaac Newton 氏は恰も South Sea の沸騰の、最極に達せし時に其一友人に向て South Sea 會社の株を買ふべきことを依頼する旨をしたゝめたる氏の書翰が保存されり。世人は同氏の例を見て各自警戒せざるべからず。他の人々も等しく目指せる同一事には決して投機すべからず。斯く警戒し周到ならば是等の沸騰も崩潰も防止し得らるべし、即ち其災害を著しく



減せらるべし。公衆が之に能く注意を拂ひ、其注意に従て行動せば、信用循環は止むに到るならむ。商賣人は不景氣時代には大膽にして亢奮時代には周到ならざるべからず、決して之と正反對となるべからず。信用循環を防止し得るものは唯だ獨り信用循環に關する智識の力のみなり。是れ余が本書に於て該題目に關して如斯く多數の頁を費せし所以なり。

## 第五編 財政論

### 第一章 政府職能論

#### 第一節 概論

凡そ職能(function)とは履行(羅典語 *fungi, functus = to perform*)の意なり、而して政府の職能とは政府の爲すべき事即ち政府の履行すべき義務或は被治者に對して爲すことを期待さるゝ勤勞を意味す。是等の職能は普通之を二級に分つ、即ち次の如し。

- (一) 必然的職能(necessary functions)
- (二) 任意的職能(optional functions)

政府の必然的職能とは政府の爲すべき義務を有ゆる事項を云ふ、例へば政府は外敵に對して其國民を防禦せざるべからず、國內の平和を保持し政府自身の存在



を脅かす叛亂を防止せざるべからず、法律を破り奪掠に依りて富裕ならんとする不正なる者を所罰せざるべからず、又人民の爭論を公平に裁決し鎮靜ならしむる法廷を維持せざるべからず。是等は未だ必然的職能の總てに非ざる事勿論なり。

政府の任意的職能とは政府が施行するの便益を有する各種の事業即ち善良なる通貨を供給し度量衡の統一を計り、道路を建設し維持し、國營郵便局に依りて書信を郵送し、又國有測候所と氣象臺とを維持する等是れなり。任意的職能は實際に極めて數多あり、各政府が其國民の爲に施設せし此種の事項は殆ど無數なり。若し可能ならば、如何る事業は政府が自身引受けて爲すべきか、如何なるものは政府が國民の自由活動に委ぬべきかを正確に決定するは最重要なるべし。然ども此問題に精確なる定則を定むる事不可能なり。諸國民の特質、慣習及び事情が著しく相異なるを以て或る場合に於て適當なるも他の場合に於ては不適當なることなきに非ざるべし。例へば露西亞に於ては政府は全鐵道を建設し、壕洲各州に於ても同様なり、然ども是等の國に於て國營が必要或は望まじき故を以て直に英吉利、愛蘭或は亞米利加合衆國にも適するものと爲す能はざるなり。經驗の教な

る所に據れば、英吉利國營の郵便事業は非常に有利なるに反し、其電報通信事業は今日に於ては引合はざるなり。甚大なる組織の英吉利鐵道は之を政府官憲の經營の下に置くは全く破滅に導くものなるべしとは疑の餘地なきなり。如斯く事業は夫々其事業自體の眞價に基きて判斷さるべきものなり。而して國民經濟學の爲し得る所は唯だ政府經營の一般的長所と短所とを指摘するに在り。

## 第二節 政府經營の長所

一國全般の爲に或る種類の事業を經營するに於て其施行機關の單一なる事が屢々非常に經濟的なることあり。例へばロンドンに於ける天氣豫報所は毎日全國の各所及び歐州の多方面より天候報告の電報を受け、是等の諸報告を結合し比較し以て來るべき天候に關し私人の爲し得るより遙に正確なる觀測を完成し、之を電報と新聞とを以て迅速に公衆に報導す。政府の毎年天氣豫報所に費消する數千磅は豫め天候を知らざりし爲に屢々惹起さるゝ難船、炭坑爆裂、其他の大災害、大不便の防止に依りて公衆に與ふる利益に比すれば僅少にして云ふに足らざる



なり。斯故に氣象觀測を以て政府の一職能と爲すは確に當を得たるものなりとす。

次に若し大不列顛に於て小貨物及び小包類の輸送の爲に郵便局の如き一個の機關創立されなば少からず經濟的なるべし。今日數多の小包郵送會社存立し、一個の小包の輸送の爲に之を一臺の荷車に乗せて長途を走ること少からざるなり。ロンドンに於て約六個の獨立會社は尤大なる市街に隅なく荷車を送り、主要なる鐵道會社は會社自營の小包輸送組織を有し、又大商店は同じく自用の大運搬車を有す。斯くて馬の力と人の時間との莫大なる損失を爲しつゝあり。若し政府の一個の郵便制度が此事業を營まば、唯だ一臺の荷車を以て各市街に貨物を輸送するを得べし又恰も殆ど戸毎にて或は數戸毎に一臺の荷車の備へられたるが如く距離と時間とのが非常に節約され得べし。是れ政府の經營するが爲に經濟的となる所以を語るものなり。

### 第三節 政府經營の短所

他方に於て私人或は私設會社の能く爲し得る事業を政府が經營して却て多大の害惡を生ずることあり。政府の官吏は一度雇傭されたる以上殆ど免職さるゝことなし、又若し解職さるれば年金を受くるなり。故に政府が新事業を開始せし場合には若し之を中止せんとせば莫大なる出費を要すべし、又之を遂行するに於て果して經濟的に爲さるゝや否やは通常其問ふに所に非ざるなり。次に政府の官吏は年金なしに解職さるゝことなきを知れるが故に民間雇傭の使用人に比して普通活動的に非ず又周到ならざるなり。又彼等は其爲したる仕事に對して民間事業に於けるより高率なる報酬を受くるなり。

斯故に政府が何等かの事業を其自身の手にて營まんとするは私人に比して遙に能く又遙に低廉に爲し得ること充分明白なるに非ずんば、望ましき事に非ざるなり。茲に於て長所と短所、即ち豊富なる資金を以てする單一なる大施行機關の長所と政府事業の常に比較的經費膨大となる短所とを比較對照して考察せざるべ



からず。郵便局事業の場合に於ては長所は短所より遙に大なり、能く經營されたら小包郵送事業の場合も亦恐しく同様なり、又電報通信事業に於ては歳入に少かるざる損失を蒙らしむると雖も大なる長所存するなり。反之、國家が大不列顛の鐵道を買収して之を經營するとせば利益比較的少くして莫大なる損失を蒙るならむ。亞米利加に於ては急信郵便或は小包郵送會社は驚くべく能く經營され、政府事業の郵便局より遙に安全に又適當に營まれり。又亞米利加の鐵道並に電信事業は聯邦政府に依りて營まるゝよりも遙に能く經營されつゝあるは疑なき所なり。

## 第二章 租稅論

### 第一節 租稅の發生

政府が多少に拘らず其職能を遂行するものなる以上何等かの種類の政府と云ふ機關の存在なかるべからず又其何等かの種類の政府が多大の費用を要すべき

事疑ひなきなり。此費用額は其遂行さるゝ事業上の實收利潤の收得を以て償ふこと到底殆ど不可能なるを以て課税に依りて調達せられざるを得ず。地方政府は中央政府の爲に各個人に對して要求せらるゝ一切の支拂は之に租税(Rent)なる名稱を適用す。次に更に吾々は租税と氣附かすに容易に之を課徴せらるゝことあり、即ち例へば手紙の郵送に支拂ふ數片の殆ど半額は租税なり、又或る町は瓦斯或は水の價格を通じて課税さるゝことあり。時代に依りて又場所に依りて租税は相像し得る有ゆる方法によりて徴收せられたり。例へば人頭税(Poll Tax)は人口即ち男女小供の各人頭數に對して要求さるゝ支拂なり。之は非常に悲痛なる租税と爲され、英吉利に於ては William 三世の時代以後賦課されしことなし。次に竈税(Hearth Tax)は戸毎の各竈に對する支拂なり、故に廣大なる家屋即ち多數の竈を有する富裕なる家族は唯だ一二個の竈を有するに過ぎざる貧しき家族に比して遙に多額なる租税を支拂ふ。然るに世人は竈數を數ふる爲に租税集金人の其家屋内に入り込み來るを快しとせざる結果窓税(Window Tax)なるもの之に代て起れり、即ち此の場合には租税集金人が家屋の外側を廻り歩いて其窓數を數へ得るな



り。今日英吉利に於て太陽の光にまで租税を賦課するが如きことなし。然ども各人の租税支拂額は其家屋の土地其收入高或は其飲用葡萄酒麥酒の數量に依りて決定せらるなり。

## 第二節 直接税及び間接税

課税なる犠牲を自身にて負擔する意思を有する者の支拂ふ租税は之を直接税 (direct taxes) と稱す。僕奴私用馬車等を有する者に課せらるゝ租税は一般に直接税の場合なり。即ち世人は多く自身の快樂の爲にのみ馬車を有するものなるが故に他人をして其租税の出費額を拂戻さしむること能はざるなり。然ども運送人或は商人が其使用車に課税されなば、彼等は必ず客をして其租税額を拂戻さしむべし。斯故に此租税は直接に非ず、即ち商賣用の馬車は免税さるゝこととなる。此外に英吉利に於て一般に所得税 (income-tax) 畜犬税 (dog-tax) 貧民救助税 (poor-rates) 家屋税 (house-duty) は直接税なり。然ども通常直接税なるものが時々間接税と爲ることあり、實際の租税負擔状態如何即ち租税の相異なる諸階級に轉嫁せらるゝ狀況

如何は之を概言すること往々不可能なり。

間接税 (indirect taxes) は最初商人に依りて支拂はるゝれども、彼等は其客よりそれ丈の金額を取戻す。英吉利に於ける間接税の主要部分は葡萄酒、精酒、煙草、其他數種の物品が國內の使用の爲に輸入さるゝ際に課せらるゝ關稅 (customs duties) なり。消費税 (excise duties) は矢張以上の如き諸物品にして國內に於て生産さるゝ物に課せらるゝ間接税なり。是等の租税は之を excise 即ち「切り去る」と呼稱する所以は實際の起源が物品其自身の一部を切り離して之を租税として徴收せしに據るものなり。現今英吉利に於ては消費税は精酒及び麥酒の如き唯だ數種の物品に賦課せらるゝに過ぎず、而して是等の物品の消費税は之を同種類の輸入品に對する關稅と同程度に可及的接近せしむる事に意を注げり。即ち英吉利に於ては自國製ブランデーに對しても佛蘭西製ブランデーに對しても同額の課税をなせり、即ち英吉利の政策は租税に依りて英吉利製のブランデーの醸造を奨励もせず又妨害もせざるなり。斯くして貿易は大なる歳入の收得の叶ふ程度に於て可及的自由に放任されり。他の重要なる種類の間接税に印紙税 (stamp duties) なるも



の有り、諸種の法律上の契約を結ぶ場合に支拂はるゝものなり。法律の定むる所に據れば、諸證書、貸借書、小切手、受取書、諸契約書、其他多くの諸文書は、印紙を用ひざれば、法律上有效ならず。印紙代は、其取扱財産の價值に従て、一片より數百或は甚だしきは數千磅に至る迄種々あり。印紙税は、最多くの場合大體に於て間接税なれども、其印紙代を實際に何人が負擔するかは、各種の事情に基くものにして之を概言すること極めて困難なり。

### 第三節 租税の原則

創めて租税に關する一定の規則即ち公理を唱道せしは、アダム・スミス氏なり。此公理は、課税に際し政治家の遵奉せざるべからざる所にして、又國民經濟學の研究者は、何人も學ばざるべからざる良法則なり。即ち次の如し。

(一) 各國家の人民は、其政府維持の爲に、可及的各自の能力に比例して、即ち各自が國家の保護の下に享有する所得に比例して、若干の寄與を爲さざるべからず。之を租税平等の原則と稱す。平等とは、何等かの方法に於て各自が受くる賃銀、

給料、其他の所得の略ぼ同一歩合を出金するに在り。英吉利に於て租税は約一割即ち十磅に付き一磅の割合にして、之が社會の各階級に依りて、可なり平等に保持されり。然ども富者は當然支拂はざるべからざる金額を事實支拂はざるが如し。同時に貧者は極貧にして、所得税を支拂はず。又酒も煙草も用ひざる者は、殆ど課税を免れり。彼等は貧民救助税を除けば、極めて小額を支拂ふに過ぎざるなり。總ての各人に平等に徵税し得る種類の租税を發見するは不可能なり。所得税は各人の所得の磅數中の數片の租税なるが、各人をして其所得類を正確に申告せしむる事不可能なり。又貧民は此種の租税を支拂ふに足る所得を得る能はざるなり。故に數種の租税を定め置きて、或る租税の課徵を免れんとする者は、他の徵税の場合に於て支拂はざるを得ざらしむる事必要なりとす。

(二) 各個人の支拂はざるべからざる租税は、確實なるを要し、苟も不定たるべからず。即ち租税は、其支拂の時期、方法及び金額は、總て明確たらざるべからず。是れ即ち租税確實の原則なり。若し租税にして確實に公知されざれば、收税吏が人民を壓制して、自個の意の儘に、或は過重に、或は過少に徵税し得るの弊を生ずるが



故に此原則は極めて重要なりとす。又以上の如き場合には恐らく收税吏は墮落し賄賂を受けて租税を低下するに到るべし。故に課税は課税物の價格に従て決定する方法即ち所謂従價税の方法を以てすべからず。例へば葡萄酒は其質と世評とに據りて著しく其價格を異にするも、税關吏が此價格を正確に知る事不可能なり。若し葡萄酒輸入者の申告を採用するとせば、輸入者は勢ひ虚言を用ふ即ち實際の眞價格より低き價格を申出するに到るべし。而して虚偽の價格を以て決定するも其罪科の果して税關吏に在りや輸入者に在りやを證明する事容易ならざるを以て税關吏の中に賄賂を受くる者を生ずる恐れあり。然るに若し葡萄酒が其數量に従て課税さるゝとせば、其税額は極めて確實に知らるゝ譯にして虚偽の申立は容易に發覺され得るなり。同一の所論は他の質に於て著しく異なる各種の貨物に對しても多少に拘らず同様に適用さるゝなり。

(三) 總ての租税は納税者の最便利なるべき時期と方法とに於て課徴せられざるべからず。是れ即ち租税便利の原則にして此原則の重要な理由は極めて明白なり。凡そ政府は唯だ一向に人民の福利を計る爲に存在するものなる以上、人

民に對して可及的迷惑を掛けざるを可とする事勿論なり。又政府は私人に比して著しく莫大なる金を自由に處理し得る以上、納税者の都合好く支拂を爲し得る時期に徴收する處置を取らざるべからず。故に例へば正月の如き世人が恐らく租税以外に支拂はざるべからざる多數の勘定を有する時期に當りて殊更に政府が所得税を支拂はしむるが如きは何等の重大なる理由の存する筈なきが如し。此原則より見る時は先づ關税と消費税とは各人が一瓶の酒或は一オンスの煙草を買求むる毎に必ず是等に伴ふ課税をも支拂ふが故に極めて好良なる租税なりとす。是等の租税を支拂ふを欲せざる者は飲酒も喫煙も廢止すべし、是れ恐らく有ゆる意味に於て彼に有益ならむ。兎に角く彼は酒を飲み煙草を吸ひ得る餘裕ある者ならば政府の費用の爲に幾分かを上納し得る人なり。次に一片の受取税は此意味に於て好良なる租税なり、何故ならば幾分か金を受取りし者は國家の爲に僅一片を割愛し得ざるが如きことなく又彼は其金を受取りし歡喜の爲に其一片位を眼中に置かざるべし。

(四) 總ての租税は國庫の實收入以外に徴收費等より蒙る人民の財布の支出の



増加と収入の妨害とを共に可及的輕少ならしむる方法を以て行はれざるべからず。是れ即ち租税經濟の原則なり。斯故に先づ政府は徵收に數多の官吏を要し従て徵收せし租税中の少からざる部分の浪費するが如き租税或は商業を搔亂し物價を上騰せしむるが如き租税は之を課徴すべからず。次に政府は人民をして納税に際し多くの時間と費用とを費さしむるは恰も重税を課すると同様に彼等に對して迷惑至極なるを以て如斯き租税を課徴すべからず。此意味に於て印紙税は極めて惡税なり。印紙税の爲に世人は證書其他の文書作成に際し多くの場費<sup>スタンプレオフェイス</sup>印紙局に所用を生じ時間を費し或は其爲に法律家又は代理人に依頼し相當の手數料を費さざるを得ず。印紙税中の或る者の如きは煩瑣なるに由り世人は其契約證書に印紙を用ひずして當事者間の正直に信頼する場合少からず。故に如斯き契約は法律上の價值を有せざるなり。従て政府は六片や一志の爲に人民に對して法律の効果を實際に否定し居る事となるなり。

#### 第四節 保護貿易と自由貿易

殆ど總ての政府は國內産業獎勵の目的を以て時に輸入税を採用せり。購買者が外國貨物の購買を防止さるれば自ら自國製貨物を買はざるを得ず、従て國內製造業は繁忙を保持し、國內に多くの仕事を生ずるに到るべしと推測さるゝなり。是れ容易に世の人心を捕ふる所論なりと雖も全く謬論たるを免れず、所謂保護主義の誤謬と呼ぶるゝものなり。凡そ商人、製造業者は自分より低價格を以て良品を提供する他人の爲に下値を附けらるゝを好むものに非ず。購買者が廉價良質なる外國貨物を買ふ時は該貨物の國內製造業者は大に不満を唱へ又相協力して世人に向て外國貿易の爲に害を蒙る所以を説服すべし。凡そ如何なる國民にも猶少からず國民的誇りと國民忿恚と存し一國民が外國人の爲に打撃を受くること云ふが如き事を耳にするを快しとせざるなり。斯る場合に際し製業者は自家の自利心に昏迷して若し外國貨物にして自國に輸入されざれば彼等は短期間の内に外國貨物と同様なる良品を製造し得るに到るべく、従て多數の労働者を使用することゝなり、結局自國の富を増進し得べしと有ゆる不都合不合理なる議論を以て論證せんとす。然ども彼等は實は前述(第三編第三章第九節)の如く労働に關す



る一妄謬に陥れるものなり、即ち労働の目的は労働に在りと誤解し、人生の必要品、娯樂品の豊富なる供給の享樂に在りとは信ぜざるなり。

然るに或る土地、鑛山又は事業の所有者は其生産せんと欲する物品と同種類の外國貨物に對する課税に依りて利益を得る事は否定すべからざるなり。又如斯き不適當なる課税の利益を既に享有せる者は其廢止に依りて害を受くる事亦勿論なり。然ども國民經濟學の目的とする所は或る特殊の階級の自利的利益に存せずして全社會の各人の福利に在り。保護論者は二個の事項を看過せり、即ち(一)産業の目的は貨物を豊富且低廉ならしむるに在る事、(二)低廉なる外國貨物を輸入せんとせば其代價を支拂ふ爲に何等かの種類の自國製品を輸出せざるべからざる事是れなり。

凡そ富は之が生産に最適當なる場所に於て生産さるゝことに因りて増加すべきものなりと云ふ明瞭なる眞理は既に諒解せる所なり。扱て其適當なる場所とは何處なるかと云ふに、之に對する唯一の確實なる證明は其場所に於て生産さるゝ物は總て低廉且良質なる事實即ち是れなり。若し外國貨物が自國製品より下

値を附くれば是れ其貨物が外國に於て比較的低廉に且良く製造され得ると云ふ最善にして又事實上唯一の究極的證明なり。然るに反對論の懸念する所は若し總ての供給を悉く他より受くる場合には自國の労働者は爲すべき仕事皆無となりし曉には結局如何になるべきかと云ふ問題なり。之に對する答解は如斯き狀況起り得ざるべしと云ふ事是れなり。外國人は吾々に輸出する貨物に對して他の貨物か或は貨幣か何れにても其代價の支拂を受くるに非ざれば其貨物を發送せざるべし。茲に於て他の貨物を以て外國に支拂を爲さんとせば、是等の貨物の製造の爲に労働者の必要となる事云ふを待たざるなり。外國よりの輸入品の増加するに従て夫と交換に益々多くの自國製品を必要とす。斯故に、外國貨物の輸入は國內製造業を奨勵す、而も最善の方法を以て——即ち諸種の國內製造業中其國に最適當し最豊富に富を創造し得る製造業を特に——奨勵するものなり。

## 第五節 重商主義

引續き前節の場合に於て若し外國貨物の輸入に對して支拂を爲すに自國の貨



物を以てせず、貨幣を以てせば如何。如斯き場合には自國の富は漸時涸渇するに到るべしと反對論者は説くならむ。是れ一國の富裕は金或は銀の獲得に據るゝの趣意なる重商主義の舊き誤謬なり。如斯きは金又は銀の貯の蓄積に因りて何等の利益を得る能はざるを以て不合理なる妄謬たるを免れず。即ち實際に於て單に貴金屬を保有するは其價格より生ずる利子を失ふのみなり、又單なる貴金屬の代りに高價なる食器を所持する富者が其食器より受くる享樂は恰も利子に相當するものなるべし。商賣上の普通の支拂に充分事足るより以上の金或は銀の貨幣を所持するは其利子を永久に失ふことゝなるなり。次に又其國が全く貨幣に涸渇するが如き憂なし。何故と云ふに、若し貨幣稀少とならば需要供給の法則に依りて貨幣價值上騰し、從て一般貨物の價格は下落すべし。物價下落せば輸入は減少し輸出は増加すべし。輸入に對して貨幣を以て支拂を爲すに好都合なるものは金鑛又は銀鑛を有する濠洲或は北亞米利加の如き國に限らる。如斯き國は此種の金屬が國內に於て低廉に産出され得るを以て斯く爲すべきは極めて至當なり。金銀は鑛山より産出さるゝものなれば貨幣を以て外國貨物を購

買する國は其國內に此種の鑛山を有するか然らざれば此種の鑛山を有する他國より金銀を獲得せざるべからず。斯故に吾々は外國貨物を輸入するには其代價を支拂ふ爲に國內に於て之と同價値の貨物を生産せざるべからず。されば外國貿易は國內産業の活潑程度を減ずるものに非ずして増進せしむる手段なる事疑の餘地なし。



## 末言

本書は單に國民經濟學の若干の部分に就きて極めて簡單にして且根本的な論述を爲せる入門書に過ぎざるなり。如斯き狭少の範圍内に於て斯學の諸題目を論究し盡さんとするは不可能なる事論を待たざるなり。然ども若し此入門書を以て就學せる者にして自ら進みて更に斯學の大著に入りて之を研究せんと欲するに到らば此小論の目的は満足せらるべし。國民經濟學に關し單に本書位の程度迄學習せし者と雖も斯學は世人の云ふ如く冷血又陰氣なる科學に非ざる事を知るべし。労働者の重荷を負ふ困難より彼等を救助し、又彼等の食卓を滋養に富める食物を以て賑はさんとする斯學は決して陰氣なる科學には非ざるなり。勿論斯學は吾々をして各方面に存する避け得らるゝ筈の困窮に眼を轉せしむる時は確に陰氣なるを免れず。又養育院に牢獄に病舎に其疲勞せる餘生を長らへる無數の人々を思ふ時實に陰氣なるに相違なし。同盟罷業は陰氣なり、工場閉鎖



は陰氣なり。仕事の不足、破産、麵麩の暴騰、飢饉等總て陰氣ならざるはなし。然るも斯學は決して如斯き現象を惹起すものに非ず。國民經濟學は其充分なる研究結果に依り人類の労働と困窮とを救済するに吾々の力を適當に用ふる方法を教示して以て如斯き陰氣なる現象の跡を絶たんとする有益なる科學なり。是れ最能く斯學を説明せる言葉なり。終り

大正十一年二月一日印刷  
大正十一年二月五日發行



(經濟學原論與附)

假綴並製金貳圓  
本綴上製金貳圓五拾錢

譯者 小田勇二  
發行者 江草重忠  
印刷者 松澤瓦三  
東京市神田區一ツ橋通町五番地  
東京市麹町區下六番町十七番地

發行所  
發賣所  
賣捌所

東京市神田區一ツ橋通町五番地  
電話九段三三三番一三三三番  
振替貯金口座東京三三三〇番  
東京市神田區南神保町十三番地  
振替貯金口座東京五四〇六番  
東京市本郷區森川町一番地

有妻閣雜誌  
有終閣書



(東京市神田區一ツ橋通町五番地) (電話九段三三三番) (東京市本郷區森川町一番地)



352

199



終